

1

個人所得課税

住宅ローン控除の拡充

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策を講じます。
※平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用します。

- 消費税率 10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長（改正前：10年間⇒改正後：13年間）します。
- 11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。

具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。

- ① 建物購入価格の2/3%
- ② 住宅ローン年末残高の1%

⇒3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2% (2/3% × 3年)」の範囲で減税を行います。

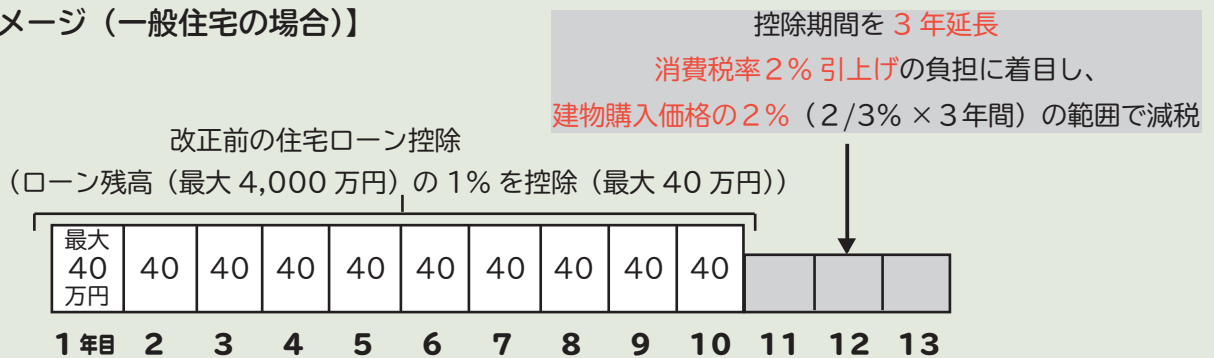
ただし、ローン残高が少ない場合は、これまでどおり住宅ローン年末残高に応じて減税します。

(注1)建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円（改正前の制度と同水準）。

(注2)入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税額から控除。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

(注3)入居1～10年目は改正前の制度と同様の税額控除。

【拡充のイメージ（一般住宅の場合）】



(注) 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（平成 36 年度（2024 年度）から年額 1,000 円）及び森林環境譲与税（平成 31 年度（2019 年度）から譲与）を創設します。

(参考) ふるさと納税制度の見直し

・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行います。

(参考) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じます（平成 33 年度（2021 年度）分の個人住民税から適用）。

財務省ホームページのご紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容のご紹介のほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税財政を楽しく学習するキッズコーナーなども掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.mof.go.jp>

